

# いじめ問題の対応について

令和2年11月27日(金)

長瀬町総合教育会議

# 行政説明の内容

- 1 いじめの定義・認知
- 2 いじめへの(組織的)対応
- 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 4 コロナ禍におけるいじめ対策等
- 5 総務省からの勧告

# 1 いじめの定義・認知

---

# いじめ対策のこれまでの経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言  
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

## 「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日)

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ **いじめの防止等のための基本的な方針**の策定(10月11日)  
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発出し周知。
- ◆ 平成29年3月、**いじめの防止等のための基本的な方針**の改定  
**重大事態の調査に関するガイドライン**の策定  
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

附 則

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 (略)

# いじめ防止対策推進法【概要】 ①

(平成25年法律第71号)

## 第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

## 第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発勸等について定めること。

# いじめ防止対策推進法【概要】 ②

(平成25年法律第71号)

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

## 第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。  
(※1) {
  - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。  
(※2) 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

# いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

## いじめ防止対策 推進法（平成25年） の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

### 【いじめの防止等のための基本的な方針より】

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

○ 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある . . . 9 割

した経験がある . . . 9 割

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013-2015



いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る



# いじめの認知件数

## ○ いじめの認知件数

	令和2年度実施 (令和元年度における調査)			令和元年度実施 (平成30年度調査)			平成30年度実施 (平成29年度調査)			平成29年度実施 (平成28年度調査)			平成28年度実施 (平成27年度調査)		
	認知件数	解消しているもの	解消に向けて取組中	認知件数	解消しているもの	解消に向けて取組中	認知件数	解消しているもの	解消に向けて取組中	認知件数	解消しているもの	解消に向けて取組中	認知件数	解消しているもの	解消に向けて取組中
長瀬第一小学校	1	1	0	3	3	0	3	3	0	1	1	0	27	27	0
長瀬第二小学校	7	7	0	14	14	0	13	13	0	0	0	0	0	0	0
長瀬中学校	11	11	0	34	33	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

文部科学省 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

# いじめの認知件数の都道府県格差の推移

25年度 京都府 99.8件/千人当たり  
福島県 1.2件/千人当たり

「いじめを積極的に認知するよう周知」



26年度 京都府 85.4件/千人当たり  
佐賀県 2.8件/千人当たり



27年度 京都府 92.0件/千人当たり  
佐賀県 4.5件/千人当たり



28年度 京都府 96.8件/千人当たり  
香川県 5.0件/千人当たり



29年度 宮崎県 108.2件/千人当たり  
佐賀県 8.4件/千人当たり



30年度 宮崎県 101.3件/千人当たり  
佐賀県 9.7件/千人当たり

83倍  
の差



31倍  
の差



20倍  
の差



19倍  
の差



13倍  
の差



10倍  
の差

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、

「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。(平成27年8月17日付け児童生徒課長通知)

## 2 いじめへの(組織的)対応

---

## いじめに組織的対応を求めている背景

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。

- 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる  
(「自分が解決しなければ…」「迷惑はかけられない…」「相談するのではなく、相談される立場」「他の業務が忙しそう…」etc.)
- 「組織」をつくることが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。



抱え込みを防ぐためにはどうするか？

# 学校いじめ防止基本方針の策定 ①

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## ◆いじめの防止等のための基本的な方針(抄)

- 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という。)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。

# 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## ◆いじめの防止等のための基本的な方針(抄)

- 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

# 組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

## いじめの発見



### ① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報(アンケート結果を含む)を集約

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

### ② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員が参画)

### ③-A

#### 子供への指導・支援を行う

- **いじめられた児童生徒**にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に**寄り添い支える体制**をつくり、**いじめから救い出し、徹底的に守り通す**
- **いじめた児童生徒**には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、**自らの行為の責任を自覚**させるとともに、不満やストレスがあっても**いじめに向かわせない力**を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- **いじめを見ていた児童生徒**に対しても、**自分の問題として捉えさせる**とともに、いじめを止めることはできなくても、**誰かに知らせる勇気を持つ**よう伝える

### ③-B

#### 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、**即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問**等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

# 学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ① 教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。

※ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠。

## ■ いじめの防止等のための基本的な方針(抄)

○教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記



法第23条第1項は「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。



学校における「いじめに対する措置」  
(いじめ防止対策推進法第23条)

- ② **学校は**、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の**設置者に報告**する。

※ 「学校」とは、具体的には、校内の「学校いじめ対策組織」を指す。

学校における「いじめに対する措置」  
(いじめ防止対策推進法第23条)

- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

# 学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

## ④ 必要に応じて加害児童生徒に対する 別室指導等<sup>(※)</sup>を検討

(※)被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置

## ⑤ いじめに係る情報を、加害児童生徒・被害児童生徒双方の保護者と共有

## ⑥ 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処
- ・児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報

# いじめの解消について

## ■いじめ防止のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定(平成29年3月14日改定))

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

**被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。) **が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。**ただ

し、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、**この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。**学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、**被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。**

学校は、**いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。**学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。



・いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。

・いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため、**解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。**

# 学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応

いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定))  
(別添2)学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。  
上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

# 3 いじめの重大事態の 調査に関するガイドライン

---

# いじめの「重大事態」の関係条文 (公立学校の場合)

## ○いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための 調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2～3 (略)

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の 教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた 地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 (略)

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

## ～設置者及び学校の基本的姿勢 ①～

### 第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

#### (基本的姿勢)

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者(以下「被害児童生徒・保護者」という。)のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。



# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

## ～設置者及び学校の基本的姿勢 ②～

### 第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

# いじめの「重大事態」における学校の対応

## ■学校から設置者(教育委員会等)へ重大事態の発生報告

\* 設置者から地方公共団体の長等へ報告(いずれも法に基づく義務)

### 【重大事態とは?】

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき(通称:生命心身財産重大事態、1号重大事態)  
※ 例:児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
  - ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき(通称:不登校重大事態、2号重大事態)  
※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。
  - 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

## ■学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断(基本方針より)

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

# いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

## ■設置者が調査主体の場合： 調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、**平時からの設置を。**

## ■学校が調査主体の場合： 必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

※調査組織：公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

## ■調査結果を設置者(教育委員会等)を通じて**地方公共団体の長等に報告**(法に基づく義務)

## ■公立学校の場合：**教育委員会会議に報告**

- 事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。  
⇒ 事務局のみで対処方針を決定するのではなく、**教育委員会会議における十分な協議を経ること。**また、**総合教育会議の招集を求めること**も必要に応じて検討すること。

# 重大事態の発生報告など

## いじめ防止対策推進法等に基づく措置に係る規定内容 ①

	措置内容	措置の位置付け	規定内容
重大事態の発生報告	学校から教委への報告	確実に講じなければならない	<p><b>地方公共団体が設置する学校は</b>、第28条第1項各号に掲げる場合には、<b>当該地方公共団体の教育委員会を通じて</b>、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。(法第30条第1項)</p>
		適切な対応をとることが望ましい	<p>学校は、重大事態が発生した場合には、<b>直ちに</b>学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。(基本方針)</p>
	教委から教育委員会会議への報告	適切な対応をとることが望ましい	<p>公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、<b>教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する</b>。(不登校調査指針)</p> <p>※ いわゆる生命心身財産重大事態についても、同様の対応をとることが望ましい。</p>
	教委から地方公共団体の長への報告	確実に講じなければならない	<p>地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の<b>教育委員会を通じて</b>、<b>重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない</b>。(法第30条第1項)</p>
	適切な対応をとることが望ましい	<p>学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を<b>速やかに</b>行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。(重大事態調査ガイドライン)</p>	

※法律等の略称について

- 法…いじめ防止対策推進法      ○基本方針…いじめの防止等のための基本的な方針
- 重大事態調査ガイドライン…いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 不登校調査指針…不登校重大事態に係る調査の指針
- 自殺の背景調査の指針…子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)

# 重大事態の発生報告など

## いじめ防止対策推進法等に基づく措置に係る規定内容 ②

措置内容		措置の位置付け	規定内容
調査報告書の作成		適切な対応をとることが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>報告書のとりまとめ</u>(自殺の背景調査の指針)</li> <li>・ 調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを<u>書面としてとりまとめる</u>。(不登校調査指針)</li> </ul>
重大事態の調査結果の報告	教委から教育委員会への報告	適切な対応をとることが望ましい	重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること(法第29条から第32条まで)。その際、 <u>公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い</u> 、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。(重大事態調査ガイドライン)
	教委から地方公共団体の長への報告	確実に講じなければならない	前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、 <u>第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる</u> 。(法第30条第2項)
	教委又は学校からいじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供	確実に講じなければならない	学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る <u>いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする</u> 。(法第28条第2項)

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】 ①

## 【重大事態を把握する端緒】

○重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底



- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・ 被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す



### ①児童生徒が自殺を企図した場合

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

### ②心身に重大な被害を負った場合

- ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。 等

### ③金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。

### ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※上記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】 ②

## 【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

- 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保

### 【説明事項】

- ①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果の提供

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく（個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなど）。

## 【調査結果の説明・公表／個人情報の保護】

- 調査結果の報告に際しての注意点を明記

- ・ 公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、**総合教育会議において議題として取り扱うことも検討**すること。
- ・ 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る**所見をまとめた文書**を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができること。
- ・ 調査結果を公表する場合、**公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認**すること。
- ・ 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、**加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う**こと。

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】 ③

## 【調査結果の説明・公表／個人情報の保護】

○第三者調査委員会等が取得した情報の取扱いについて明記

- ➡ 調査結果における情報について、個別の情報が個人情報に該当するか否かは、各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして適切に判断すること。
- ・学校の設定者及び学校として、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。

## 【調査結果を踏まえた対応】

○加害児童生徒に対する指導について明記

- ➡ 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。

○調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記

- ➡ 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者又は学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
- ・学校の設定者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。<sup>32</sup>




# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【概要】 ④

## 【地方公共団体の長等による再調査】

○これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていなかったため、メルクマールを示す

### 【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- 
- ①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
  - ②事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
  - ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
  - ④調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、既に行なった調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

# いじめの重大事態に関する誤った対応事例

## 【事案1】

- 平成27年11月、市立中学校3年生女子生徒の自殺が発生。**事案発生直後より、御遺族からいじめをうかがわせる資料の提示等**があった。
- そのような状況にあるにもかかわらず、教育委員会・学校が実施したアンケート調査等においていじめの事実が把握できなかったことをもって、平成28年3月、教育委員会会議において「いじめの重大事態ではない」旨を議決した。



御遺族からの訴えがあった時点でいじめの疑いがあるものといえるため、「いじめの重大事態」として捉えるべきであった。

教育委員会として第三者調査は実施していたが、平成29年5月30日、先の議決を撤回。6月2日、第三者調査委員会の解散を決定。

## 【事案2】

- 平成29年4月、市立中学校2年生男子生徒の自殺が発生。当該生徒の**中学1年生時のアンケートにおいて、いじめを受けている旨の記載**があった。
- 学校は、当該生徒も加害行為を行っていたため、双方向の行為であり、いじめではないと認識していたことから、記者会見において「トラブルであり、いじめではない」旨の発言をした。



事案発生直後の時点で把握していたアンケートの記載や事実関係から、いじめの疑いがあるものといえるため、「いじめの重大事態」として捉えるべきであった。

- ❑ いじめの重大事態の判断は、いじめの行為の有無が調査により明確になった時点で行うものではない。
- ❑ いじめの「疑い」(被害者・保護者からの訴え、日記、アンケート等の記載)が確認された時点で「いじめの重大事態である」と判断を行うこと。
- ❑ 「いじめの重大事態」と捉えた後、いじめの事実関係について、組織を立ち上げて調査を行う。  
(当該調査において、いじめの事実が確認できなかったという結果となった場合も、当該事案が「いじめの重大事態」に該当することには変わりはない。その場合は、「いじめの重大事態」として捉えて、組織を立ち上げて調査を尽くしたが、いじめの事実は確認できなかった。」という結論になる。)

# 4 その他の最近のいじめ対策等 (コロナ禍におけるいじめ対策等)

---

# 新型コロナウイルス感染症による偏見や差別防止に係る教育長メッセージ

じどうせいと ほごしゃ みな  
児童生徒・保護者の皆さんへ

○新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があり、感染した人が悪いということではありません。

○感染した人が悪いという雰囲気ができ、感染したことを言いたしくなると、さらに感染が広がってしまうかもしれません。

○感染した人を責めるのではなく、励まし、治ってがっこうにきたら、温かく迎えましょう。

○皆さんは、今、自分ができる予防をしっかり行い、日々の学びを続けてほしいと思います。

いつもより短い夏休みが終わり、新学期が始まった児童生徒の皆さんに伝えたいことがあります。

新型コロナウイルス感染症が広がってから、今までと違う毎日に、皆さんはたくさんの方の不安を感じていたのではないのでしょうか。そのような中でも、多くの方々が、皆さんが困らないように働いてくださっています。

しかし、残念なことに、SNSなどでは、そういった方々やその家族、そして感染症にかかって苦しんでいる人に対して、心ない書き込みなどが起きています。

皆さんが自宅や学校で感染予防を徹底しているにもかかわらず、身近な場所での感染の話や聞くようになると、自分の周りの人の感染を疑うようになることがあるかもしれません。新型コロナウイルス感染症への不安や恐れが、偏見や差別につながります。

皆さんには、差別的な言動には同調せず、適切な行動をとることができるよう、伝えたいことやお願いしたいことが4つあります。

○新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があり、感染した人が悪いということではありません。

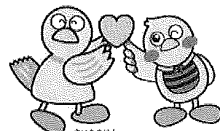
○感染した人が悪いという雰囲気ができ、感染したことを言いたしくなると、さらに感染が広がってしまうかもしれません。

○感染した人を責めるのではなく、励まし、治って学校へ戻ってきたら、温かく迎えましょう。

○皆さんは、今、自分ができる予防をしっかり行い、日々の学びを続けてほしいと思います。

今こそ、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、もし自分が感染したら、周囲の人にどうしてほしいかということを考えて行動しましょう。

保護者の皆様も、お子様と一緒に読むなどし、ともに考えてくださいますようお願いいたします。



埼玉県マスコット  
コパトン&さいたまっち

令和2年8月  
さいたまけんきょういんかいきょういんくわい  
埼玉県教育委員会教育長

高田直芳

# 5 総務省からの勧告

---

## 制度等

### ● 法のいじめの定義(要素)

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



### ● いじめは、どの子供・学校でも起こりうるものであり、積極的な認知が必要

### ● いじめの正確な認知は、いじめ対応の第一歩であり、法が機能する大前提

### ● 年間でいじめの認知件数が零(いじめ零)の学校割合

平成25年度	26年度	27年度	28年度
47.0%	42.3%	36.8%	30.6%

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した

### ● 文科省は、いじめの正確な認知に向けた取組を行うよう教育委員会等に対し通知

- ① 認知件数の学校間差の分析
- ② いじめ零校の事実の公表によるいじめ零の検証

## 学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

### ● 教育委員会等において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分

・いじめの認知件数の学校間差があると認識しているものは、46/60教育委員会(注)(**77%**)

事例:設置する小学校の児童生徒1,000人当たりの認知件数の最少校は0件、最多校667件

(注)調査対象とした71教育委員会のうち、実地調査した60教育委員会を対象。以下同じ

・学校間差の分析未実施は、20/46教育委員会(**44%**)。理由は「学校が適切にいじめを認知」等

・いじめ零校の事実の公表未実施は、**5割以上**の学校。理由は「公表が必要なことを知らなかった」等

### ● 学校において、いじめの認知の判断基準について、法のいじめの定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈する例あり

・限定解釈していると考えられるものは、**59/249校(24%)**。理由は「子供めラルで、すぐに解消した事案を認知すると相当の数となるため」等

・限定解釈する学校の中には、複数の要素を判断基準にする例あり(右図参照)

### 実際の事案でも、法のいじめの定義とは別の要素を

### 判断基準とすることにより、いじめとして認知しなかった例あり

・児童生徒間のトラブル等として取り扱い、いじめの認知に至らなかったとする**169校**、389事案のうち、「継続性」等の

法のいじめの定義とは別の要素がないため、認知しなかった例(認知漏れと考えられる例)が**32校**、**45事案(12%)**あり

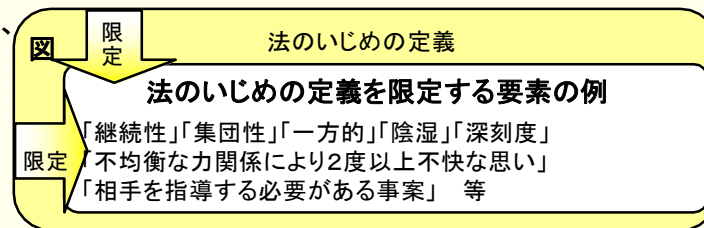
事例:「数名から下着を下げられひどく傷ついた」との相談に、単発行為で継続性がないため認知しなかった

## 勧告

(文部科学省)

● いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すこと

● 法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底



# 総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ①

## 1 文部科学省への勧告内容

- (1) いじめの正確な認知の推進  
教育委員会及び学校に対し、いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すとともに、いじめ防止対策推進法のいじめの定義を限定的に解釈しないよう、周知徹底する必要がある。
- (2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底  
教育委員会及び学校に対し、重大事態の発生報告などいじめ防止対策推進法等に基づく措置を确实・適切に講ずるよう、周知徹底する必要がある。

## 2 勧告を踏まえた対応方針

- (1) 生徒指導担当者向けの会議等において、勧告内容を周知徹底
- (2) 全国の教育委員会等に対し、勧告を踏まえた通知を発出  
→ 平成30年3月26日、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)」を  
発出。

## 3 通知の内容

○総務省の勧告を踏まえ、いじめ防止対策を推進する上での留意事項(以下の(1)~(3))を整理し、全国の教育委員会等に対して、周知徹底を求めるもの。

### (1) いじめの正確な認知の推進

- ① いじめの認知件数に学校間で大きな差がある等の場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認すること。
- ② いじめの認知件数が零(ゼロ)であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。
- ③ いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
- ④ いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。

# 総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ②

## 3 通知の内容(前頁の続き)

### (2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

**重大事態**については、いじめ防止対策推進法に基づき、**学校から教育委員会への発生報告等(※1)を行うことが義務付けられている**ことから、これらを**確実に講じる**こと。

また、**教育委員会から教育委員会会議への発生報告等(※2)**については、同法において義務付けられているものではないが、国のいじめ防止基本方針等に基づき**適切な対応をとる**こと。

(※1) ①学校から教育委員会への発生報告(法第30条第1項)、②教育委員会から地方公共団体の長への発生報告(法第30条第1項)

③教育委員会から地方公共団体の長への調査結果の報告(法第30条第2項)、

④教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への調査結果の情報提供(法第28条第2項)

(※2) ⑤教育委員会から教育委員会会議への発生報告、⑥調査報告書の作成、⑦教育委員会から教育委員会会議への調査結果の報告等

### (3) 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底

域内の学校及び学校の設置者において、**以下の事項について確実に対応が行われるよう指導**するとともに、**本年5月末時点において全ての学校で取組がなされたか確認**すること。なお、確認結果については、必要に応じてフォローアップすることを予定している。

① いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料を、全ての教職員に配布するなどにより、いじめの**正確な認知に関する教職員間での共通理解**を図ること。

② 入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、**児童生徒及び保護者に対し**、いじめに関する資料を配布するなどにより、**法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知**すること。



# いじめ問題の対応について

- 1 未然防止の取組
- 2 早期発見・早期対応（組織的に）
- 3 重大事態への対応  
（教育委員会会議、総合教育会議）

**さ** 最悪を考え  
**し** 慎重に  
**す** すばやく  
**せ** 誠意を持って  
**そ** 組織的な対応を

